

○守谷市通学区域審議会条例

平成3年9月27日

条例第20号

改正 平成30年3月29日条例第3号

(設置)

第1条 本市小、中学校通学区域の適正化を期するため、教育委員会の諮問機関として、守谷市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、教育委員会が委嘱する。

- (1) 小、中学校長
- (2) 小、中学校PTA会長
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

2 前条第2項各号のうち、特定の職により委嘱された委員にあっては、その職を離れたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月29日条例第3号）抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条から第4条までの規定 平成30年4月1日